

四街道市第9回農業委員会議事録

令和6年12月9日(月)

第9回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 次 第

日時： 令和6年12月 9日
午後 2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

10番 石 川 博 行 委員

11番 佐 藤 慎 一 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第2号 令和6年度第8次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第4号 一時転用許可期間終了に伴う現地調査報告について

協議報告第5号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について

協議報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

協議報告第7号 生産緑地のあっせんについて

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（12名）議席順

3番 佐藤 由美子	5番 林 田 静 治
6番 井 岡 信 夫	7番 小金井 貞 夫
8番 細 野 裕 樹	9番 勝 山 高 治
10番 石 川 博 行	11番 佐 藤 慎 一
12番 中 村 礼 奈	13番 溝 口 貴 久
14番 橋 本 豊	15番 三 石 浩

欠席委員（2名）

1番 梅 澤 久 史	2番 江 原 清
------------	----------

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	井上 隆博
局長補佐	菅原 英明
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和6年度第9回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和6年12月9日（月）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○事務局 本日は江原会長が欠席ですので、会議規則第29条の規定により小金井職務代理に議長をお願いいたします。

○議 長（小金井職務代理）

令和6年度第9回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長（小金井職務代理）

本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は10番石川委員、11番佐藤慎一委員をお願いいたします。

本日は、傍聴者がおりますので、事務局は傍聴人の入室をお願いします。

3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項から2項は関連がありますので、一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について、整理番号1項から2項は関連がありますので一括でご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、舗装工事業を主とする土木業を営んでいます。業務の拡大に伴い現在の大日萱橋台の資材・車両置場が手狭になり、新たに資材・車両置場が必要となりました。

申請地は、利便性が高い土地であること等から選定しました。

1, 116平方メートルの畑に資材・車両置場を整備するものです。

また、申請地の接道は狭く、同時に道路拡幅及び進入路の整備も行います。

申請地は砕石敷きします。周囲の内側をマウンドアップし高さ２メートルのガルバリウム鋼板を設置し、土砂の流出等を防ぎます。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては２１ページ及び２２ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第１号整理番号１項から２項につきまして、去る１２月２日に第３班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 １１番佐藤です。１２月２日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画が妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも努めているため、第３班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 続いて、地区担当の溝口委員、説明をお願いします。

○溝口委員 １３番溝口です。事務局及び班長から説明のとおりです。何も問題はないと思います。

○議 長 議案第１号整理番号１項から２項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 井岡委員。

○井岡委員 ６番井岡です。資材・車両置場との事ですが、人が常時滞在するのですか。

○議 長 溝口委員。

○溝口委員 １３番溝口です。常に人がいるとは聞いておりません。なお、トイレの設置もないと思います。

○議 長 他に質問はありませんか。

○議 長 細野委員。

○**細野委員** 8番細野です。大型車両の出入りが想定されるが道路的には大丈夫でしょうか。また、近隣には住宅もあり、紛争の心配はないでしょうか。

○**溝口委員** 求める土地の一部を道路の拡幅に向ける事、使用する工事車両も具体的に示されており、大丈夫との判断です。また、他人の土地と隣接しているのは、今宿市民農園ぐらいです。なので心配ないと思います。

○**議 長** 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項から2項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項から2項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第1号整理番号3項から4項は関連がありますので一括議題とします。事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 2ページをお開きください。

整理番号3項から4項は関連がありますので一括でご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、隣接地で通信設備工事の事業を営んでいます。業務の拡大に伴い新たに資材・車両置場が必要となりました。

申請地は、近接地であること等から選定しました。498平方メートルの畑に資材・車両置場を整備するものです。

また、申請地の接道は狭く同時に道路拡幅の整備も行います。

申請地は碎石敷きします。周囲の内側をマウンドアップし高さ2メートルのガルバリウム鋼板を設置し、土砂の流出等を防ぎます。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては21ページ及び22ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号3項から4項につきまして、去る12月2日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。12月2日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画が妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも努めているため、第3班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 続いて、地区担当の溝口委員、説明をお願いします。

○溝口委員 13番溝口です。先程の議案第1号整理番号1項から2項と地続きの土地です。こちら、求める土地の一部をセットバックして道路の拡幅に向けます。工事は先程の件と同じような方法で行います。

○議 長 議案第1号整理番号3項から4項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等がございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。資材・車両置場となっているが、電気関係の資材なのか。

○溝口委員 そのとおりです。通信設備工事事務所の北側の地続きを購入し、資材や車両置場にするというものです。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号3項から4項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号整理番号 3 項から 4 項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第 1 号整理番号 5 項から 6 項は関連がありますので一括議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 次に整理番号 5 項から 3 ページの 6 項は関連がありますので一括でご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断されるところです。

申請人は、隣接地で H 鋼の販売業を営んでいます。業務の拡大に伴い新たに資材置場が必要となりました。

申請地は、近接地であること等から選定しました。2,081 平方メートルの畑に資材置場を整備するものです。

申請地は砕石敷きします。周囲に安全鋼板を設置し、土砂の流出等を防ぎます。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては 23 ページ及び 24 ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第 1 号整理番号 5 項から 6 項につきまして、去る 12 月 2 日に第 3 班による事前調査会が行われております。

班長及び地区担当委員の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11 番佐藤です。12 月 2 日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画が妥当であり、また、周辺には農地がないこともあり、第 3 班としては許可相当と判断いたしました。地区担当委員としても、特段問題はないものと考えます。

○議 長 議案第 1 号整理番号 5 項から 6 項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 細野委員。

○**細野委員** 8番細野です。当該地は所有者である牧場が手放し縮小するという事ですか。

○**事務局** 手放すわけではなく、賃貸借での利用です。

○**議 長** 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号5項から6項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号5項から6項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第1号整理番号7項から9項は関連がありますので一括議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 次に整理番号7項から4ページの9項は関連がありますので一括でご説明いたします。

申請地は、鹿渡の田で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、千葉県内で太陽光発電所用地の造成・整地・伐採等を営んでいます。業務の拡大に伴い新たに資材・車両置場が必要となりました。

申請地は、大型車が通行できる道路に接道していることから選定しました。1,261平方メートルの田に資材・車両置場を整備するものです。

申請地は碎石敷きします。用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、敷地内で切土、盛土、埋立を行います。埋立は500平方メートル以下のため、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては26ページ及び27ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号整理番号7項から9項につきまして、去る12月2日に第3班による事前調査会が行われております。

班長及の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。12月2日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画が妥当であり、周辺農地に対する被害防除等に努めているため、第3班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 続いて、地区担当の橋本委員、説明をお願いします。

○橋本委員 14橋本です。当該地周辺との高低差を懸念しましたが、許可相当と判断いたしました。

○議 長 議案第1号整理番号7項から9項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。
質問等はございますか。

○議 長 林田委員。

○林田委員 5番林田です。申請地は、道路に接道しているようですが、かなり落差があるようです。このため敷地内で切土、盛土、埋立を行うとしていますが、環境面での取扱いが如何になっているのか教えて欲しいです。

○事務局 外部からの埋立が500平方メートル以内であれば、残土条例には該当しないと言うのが、環境政策課の判断です。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号7項から9項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(賛成多数)

○議 長 賛成多数ですので、議案第1号整理番号7項から9項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第２号「令和６年度第８次農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 ５ページをお開きください。

議案第２号 令和６年度第８次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

６ページから７ページになります。第８次農用地利用集積計画（案）です。今回は、更新６件となります。また、借受者は、３人です。

番号１につきましては、物井の田２筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和１１年１２月３１日となります。

番号２につきましては、山梨の田１筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和７年１１月３０日となります。

番号３につきましては、山梨の田１筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和７年１１月３０日となります。

番号４につきましては、山梨の田１筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和７年１１月３０日となります。

番号５につきましては、山梨の田１筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和７年１１月３０日となります。

番号６につきましては、山梨の田１筆で更新、利用権は賃借権、終期は令和１１年１２月３１日となります。

８ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第２号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第２号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第２号につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第 3 号「農業振興地域整備計画変更申請について」整理番号 1 項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9 ページをお開きください。

議案第 3 号 農業振興地域整備計画変更申請について、四街道市長より、農業振興地域整備計画の変更計画について、意見を求められたものです。

整理番号 1 項は、鹿放ヶ丘の畑 2, 6 4 9 平方メートルで、車両置場にしたいということで、農用地区域の除外の申出があったものです。

位置につきましては 2 3 ページ及び 2 5 ページの案内図をご覧ください。

○議 長 議案第 3 号整理番号 1 項につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第 3 号整理番号 1 項につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号整理番号 1 項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第 3 号整理番号 2 項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9 ページをお開きください。

整理番号 2 項は、亀崎の畑 9 9 1 平方メートルで、車両置場にしたいということで、農用地区域の除外の申出があったものです。

位置につきましては 2 8 ページ及び 2 9 ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第 3 号整理番号 2 項につきまして、事務局から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号整理番号2項につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開きください。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から2項の2件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開きください。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から12ページの4項の4件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転により、専用住宅に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第3号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 13ページをお開きください。

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項から2項の駐車場につきましては、11月13日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号3項の特定建築条件付土地（19区画）につきましては、11月19日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号4項の資材置場及び車両置場につきましては、11月19日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第4号「一時転用許可期間終了に伴う現地調査報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 14ページをお開きください。

協議報告第4号 一時転用許可期間終了に伴う現地調査報告について、一時転用（届出）期間終了後の農地復元報告書の提出があり、現地調査を行ったのでご報告いたします。

整理番号1項の仮設事務所及び仮設駐車場につきましては、11月7日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに復元しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第5号「軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 15ページをお開きください。

協議報告第5号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について、埋立て等工事完了届出書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の農地改良（落花生）につきましては、11月7日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第6号「農地転用許可後の工事進捗状況報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 16ページをお開きください。

協議報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、工事進捗状況報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の長屋住宅について、現在造成中です。

整理番号2項の貸駐車場について、現在造成中です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第7号「生産緑地のあっせんについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 17ページをお開きください。

協議報告第7号 生産緑地のあっせんについて、生産緑地法第17条の2に基づき、四街道市長から生産緑地のあっせんについて農業委員会の協力を求められたものです。

18ページをお開きください。

生産緑地の取得の斡旋公告です。

所在地につきましては、19ページから20ページの案内図等をご覧ください

当該地は、もねの里の畑726平方メートルで、売渡希望価格は5,700万円、平米単価にすると約7万8,500円です。

買取者の資格は、農業に従事でき、農地法第3条による許可の取得が見込まれる者です。

申出期限は令和7年1月6日月曜日です。

今回の斡旋が不調であった場合は、生産緑地が解除され、土地所有者により農地転用等の処分が可能となります。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第7号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第7号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議長 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

○林田委員 5番林田委員より、4月から農地の貸借方法が変わり中間管理機構が窓口となるが、その周知方法について質問があり、事務局より具体策が示された。

○議 長 事務局から何かありますか。

(発言なし)

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

1月の開催予定については、事前調査会が令和7年1月7日の火曜日に、午前9時から第1班の委員にお願いいたします。場所は福祉センター3階会議室1です。

また、総会が1月10日金曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は1月7日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時48分

令和6年12月9日

農業委員会長職務代理

議事録署名委員

10番

11番